

別表（第7条関係）

ひたちなか市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

| 区分 | 根拠条文 | 違反事実 | 処分内容 |
|---|------------------------|--|----------------------|
| 指定要件 違反 | 法第25条 の11第1 項第1号 | 1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者（以下この表において「主任技術者」という。）を置かないとき。 | 指定の取消し |
| | | 2 省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 | |
| | | 3 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者の宣告を受けたとき。 | |
| | | 4 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 | |
| | | 5 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 | |
| | | 6 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 | 指定の取消し又は指定の効力の停止6月以下 |
| | | （1）無断通水、メータの不正使用等をしたとき。 | 指定の効力の停止6月以下 |
| | | （2）道路掘削許可又は道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 | 指定の効力の停止3月以下 |
| | | （3）施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 | 指定の効力の停止6月以下 |
| | | （4）施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 | 指定の効力の停止3月以下 |
| （5）文書警告に従わなかったとき。 | 指定の取消し又は指定の効力の停止6月以下 | | |
| （6）指定の停止の処分を受けた日から2年を経過しないうちに、指定の停止処分に相当する違反をしたとき。 | 指定の効力の停止6月以下 | | |
| （7）その他の違反行為をしたとき。 （主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。） | 指定の効力の停止6月以下 | | |
| 給水装置 工事主任 技術者選 任等義務 違反 | 法第25条 の11第1 項第2号 | 1 指定を受けた日から14日以内に主任技術者の選任をしないとき。 | 指定の取消し |
| | | 2 選任した主任技術者が欠けた日から14日以内に新たな選任をしないとき。 | 指定の取消し又は指定の効力の停止6月以下 |

| | | | |
|-----------|----------------|---|-----------------------|
| | | 3 主任技術者を選任し，又は解任したにもかかわらず，遅滞なく届出をしなかったとき。 | 指定の効力の停止 3月以下 |
| | | 4 主任技術者が2以上の事業所において選任され，その職務を行うことに支障があると認められるとき。 | |
| 届出義務違反 | 法第25条の11第1項第3号 | 1 事業所の名称及び所在地等の変更届を30日以内に提出しないとき。 | 指定の取消し又は指定の効力の停止 6月以下 |
| | | 2 法人にあっては，役員の氏名の変更届を30日以内に提出しないとき。 | |
| | | 3 主任技術者の氏名又は免状の交付番号の変更届を30日以内に提出しないとき。 | |
| | | 4 廃止・休止届を30日以内に提出しないとき。 | |
| | | 5 事業を再開した後，10日以内に再開届を提出しないとき。 | |
| | | 6 虚偽の届出をしたとき。 | 指定の取消し |
| 事業の運営義務違反 | 法第25条の11第1項第4号 | 1 給水装置工事ごとに主任技術者を指名しなかったとき。 | 指定の取消し |
| | | 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口からメータまでの工事を施行する場合において，当該配水管及び他の地下埋設物に変形，破損その他の異状を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ，又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。 | 指定の効力の停止 1月以下 |
| | | 3 管理者の承認を受けた工法，工期その他工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。 (1) 配水管・配水補助管及びこれに準ずる水道施設に接続したとき。 (2) 給水装置のメータの上流側に接続したとき。 (3) 他の給水装置のメータの下流側に接続したとき。 (4) ひたちなか市水道事業に納付すべき金員を納付しないとき。 (5) 工事の受託義務違反(工事申請，未施工，未検査，違法請求等)を行ったとき。 (6) 検査の改善指示に従わないとき。 (7) 舗装復旧が著しく遅れたとき。 | 指定の効力の停止 6月以下 |

| | | | |
|--------------|--------------------------|--|----------------|
| | | (8) 社会的秩序に対する違背行為を行ったとき。 | |
| | | (9) 名義貸しをしたとき，又は一括下請けを請負わせたとき。 | |
| | | 4 給水装置工事の施行技術向上のための研修の機会を確保することに努めないとき。 | 文書警告 |
| | | 5 次のいずれかの行為を行ったとき。 (1) 政令第 5 条に規定する基準（給水装置の構造及び材質の基準）に適合しない給水装置を設置したとき。 | 指定の効力の停止 6 月以下 |
| | | (2) 給水管及び給水用具の切断，加工，接合等に適さない機械器具を使用したとき。 | 指定の効力の停止 3 月以下 |
| | | 6 給水装置工事ごとに指名した主任技術者に工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から 3 年間保存しなかったとき。 | 指定の効力の停止 3 月以下 |
| 工事施行に関する義務違反 | 法第 2 5 条の 1 1 第 1 項第 5 号 | 1 給水装置の検査の際に，管理者の求めに対し，正当な理由なく主任技術者を検査に立ち合わせないとき。 | 指定の効力の停止 3 月以下 |
| | 法第 2 5 条の 1 1 第 1 項第 6 号 | 2 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し，正当な理由なくこれに応じず，又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 | |
| | 法第 2 5 条の 1 1 第 1 項第 7 号 | 3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え，又は与えるおそれ大きいとき。 | 指定の効力の停止 6 月以下 |
| 不正申請 | 法第 2 5 条の 1 1 第 1 項第 8 号 | 1 不正の手段により指定を受けたとき。 | 指定の取消し |